

サンドエロージョン対策施工要領

配水管及び給水管（以下、水道管という。）を他の埋設物と交差又は近接して布設するときは、少なくとも 30cm 以上離隔を確保するが、やむを得ず離隔が確保できない場合は監督員と協議し、指示を得たうえで本要領により施工する。

1 施工方法

サンドエロージョン対策は次頁図-1 のとおりとし、原則として水道管にゴム板（ブタジエンゴム，厚さ 2mm，幅 350mm）を 3 重巻きし 6mm の厚さとする。

3 重巻きが困難な場合は、耐摩板（ブタジエンゴム，厚さ 6mm，幅 330mm）を設置するものとする。

2 使用材料

ゴム板，耐摩板はブタジエンゴムとし，性能は表-1 のとおりとする。

表-1 ゴム板，耐摩板性能

試験項目	単位	性能		試験方法
		2	6	
厚さ	mm	2	6	
引張強さ	MPa	10 以上	14.7 以上	JIS K 6251 による
伸び	%	250 以上	400 以上	JIS K 6251 による
硬さ（タイプ A デュロメータ）		60±5	60±5	JIS K 6253 による

3 材料確認

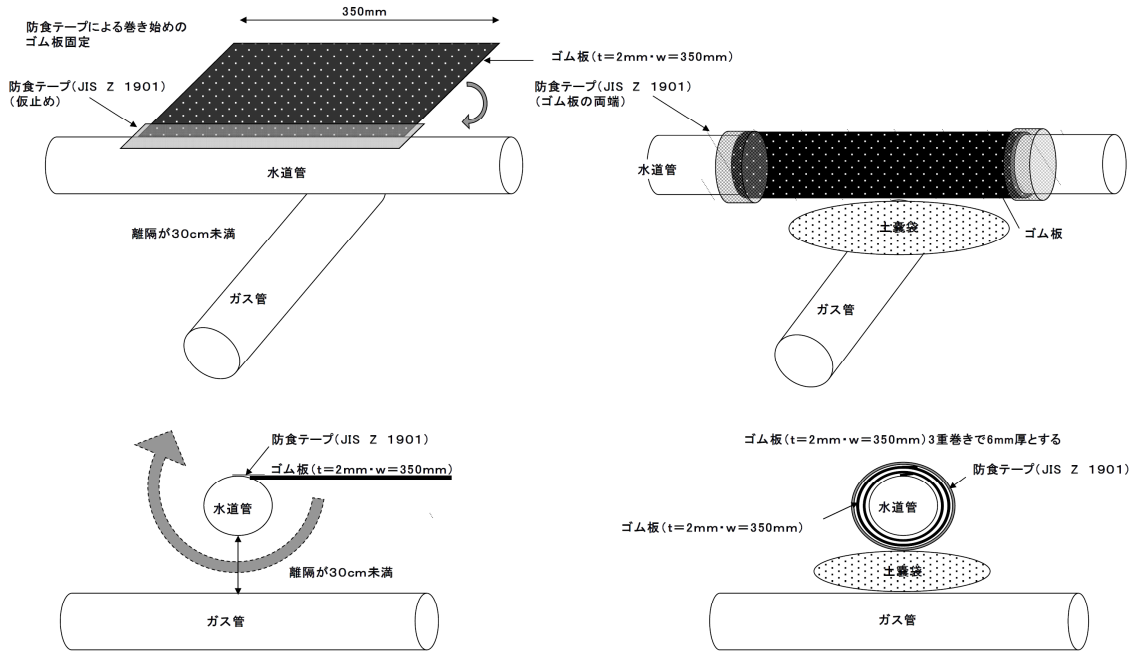
ゴム板，耐摩板の材料確認のため，材料確認時にメーカーの出荷証明書及び試験成績表を提出すること。

4 その他

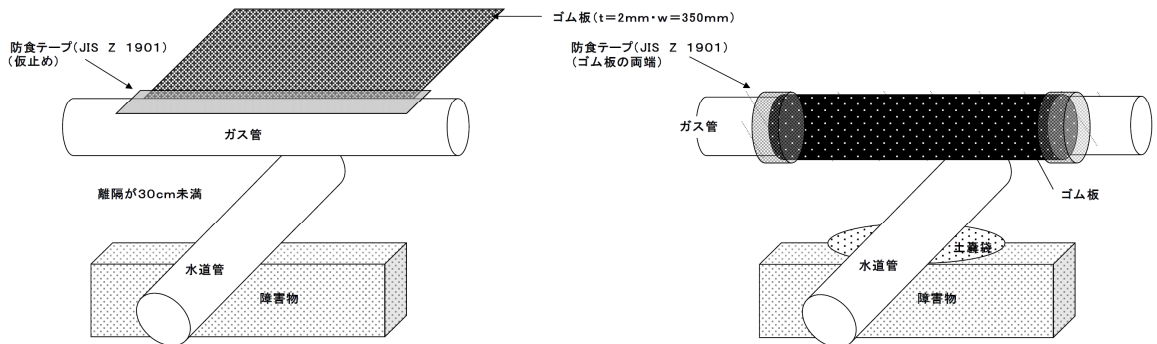
他企業管へゴム巻を行う場合は，他企業管管理者の了解を得たうえで施工すること。
本要領によりがたい場合は，監督員と協議し指示を得ること。

サンドエロージョン現象によるガス供給支障事故防止施工方法(ゴム板および耐摩板による防護)

1. 離隔が30cm未満の場合による水道管への施工



2. 障害物があり、水道管に施工できない場合



3. 水道管とガス管が接して布設してある場合

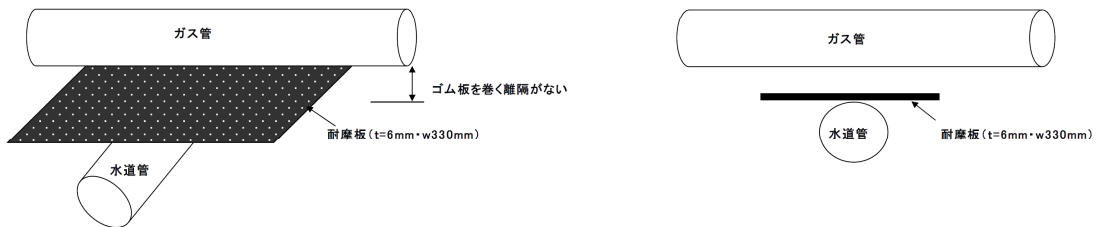


図-1 サンドエロージョン対策

(横浜市水道局水道工事施工要領, 水道維持管理指針 2016 より)